

## 独立行政法人航海訓練所 年度計画（平成13事業年度）

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成13事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 組織運営の効率化の推進

16年度早期からを目標とする組織運営の効率化（5隻体制への再編整理）を推進するため、最新の船舶技術及びITを導入した訓練機材等を装備する「次世代対応練習船」の整備に取り掛かるとともに、既存練習船への訓練機材の整備を図る。

#### (2) 人材の活用の推進

理事長、理事2名及び監事2名（うち1名は非常勤）の役員及び472名の職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進し、本事業年度の期間中（以下、「期間中」という。）に44名以上の人事交流を図る。

#### (3) 業務運営の効率化の推進

2 - (1) - (d) 及び7により、訓練機材等の整備を図るとともに、実習生等の定員に対する充足率60%程度となっている訓練施設（船隊）の効率的な運用を図るため、次世代練習船の整備に取り掛かる。

また、業務運営の効率化を図るため、施設管理業務等の外部委託を検討するとともに、陸上部門と船間のネットワークを整備するに際し、書類の電子化にむけた対策を講ずる。

### 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 航海訓練の実施

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、実習生に対する航海訓練を実施する。

訓練課程の設定並びに実習生の配乗計画は、船舶職員法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を反映するよう努める。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成

航海科・機関科訓練それぞれの深度化及び船舶の技術革新への対応並びに海の高度情報化対応訓練、GMDSS資格訓練及び船舶運航を通じた実践的海事英語訓練の導入を図るための訓練課程及び指導要領（商船大学及び商船高専用）の見直しを実施する。

四級海技士養成

三級海技士に係る課程等の見直しと併せ、四級海技士の訓練課程及び指導要領の見直しに向けて、内航海運の運航実態把握に努める。

(b) 実習生の適正な配乗計画と受入計画

各船員教育機関からの科別、学年別受入実績を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて6隻体制での最適な配乗を計画する。更に船隊再編整理後の5隻体制における最適な配乗を検討しつつ、各船員教育機関との調整に取り掛かる。

(c) 訓練の達成目標

再指導等の徹底により、訓練課程の過去5年の修了実績（98％）を維持する。

(d) 訓練機材の整備

技術革新等に対応し、より効果的・効率的な訓練を実施するため、各練習船と陸上部門との情報通信ネットワークの整備、日本丸の海洋環境保護装置の更新及び大成丸に自動制御実習装置の装備を図る。

(e) 意見交換会の開催

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を8回程度開催する。

(f) 実習生による評価

実習生による訓練評価を、実施するための評価様式及び評価結果の処理方式を具体化する。

(g) 職員研修

職員の職階別、職務別に、延べ25名以上に対し、内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を計画し、実施する。

なお、職員としての資質の向上を図り、かつ、より効果的な航海訓練の実施及び研究活動の活性化を図るため、職員を海外の大学等教育研究機関に留学させることも検討する。

(h) 安全管理の推進

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実するとともに、各個人の意識啓蒙を図るため、次を実施する。

船舶安全運航管理システムを構成するサブシステムを策定する。

健康保持増進計画の確立に向け、同計画を策定する。

会議、季刊紙等を通じて安全衛生及び安全管理に関する意識啓蒙を図る。

(i) 自己点検・評価体制の確立

自己点検・評価体制のあり方を検討し、その規程の整備を図る。

(2) 研究の実施

独立行政法人航海訓練所法第10条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施するとともに、その成果の航海訓練への活用を図る。

(a) 研究件数

新規項目及び継続項目を合わせて18件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に新規項目及び継続項目を合わせて15件程度の共同研究を行う。

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

期間中に整備する陸上部門と船間のネットワークを活用して研究体制の弾力化を図るとともに、研究体制を分析し、自己点検・評価体制のあり方を検討して、その規程の整備を図る。

(3) 成果の普及・活用促進

独立行政法人航海訓練所法第10条第3号に基づき、次の附帯業務の実施を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、15機関程度から、合計60名程度の研修員を受け入れる。

国外の政府機関等の要請に応じ、2名程度の船員教育専門家を派遣する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19名程度職員を派遣する。

技術移転等を推進するため、1件程度の国際会議等に参画する。

(b) 研究成果の普及・活用推進

研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに5件程度の学会発表を行う。

また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(c) 海事思想普及等に関する業務

海事思想普及等に関する次の業務を実施する。

練習船の寄港地における一般公開 2 5 回程度

練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会  
1 5 回程度

より効果的な海事思想普及等のあり方に関する調査

(d) 広報活動の推進

広報活動を推進するため、独自のホームページを開設するとともに、新たなパンフレットを作成する。また、情報開示のための閲覧室を事務所内に設置する。

3 . 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

期間中に、乗船実習証明書(乗船履歴証明書)の再発行手数料の徴収を開始し、自己収入の確保を図るとともに、受託収入の確保を図ることを検討する。

(2) 期間中の予算計画

| 区 別      | 金 額 ( 百万円 ) |
|----------|-------------|
| 収入       |             |
| 運営費交付金   | 7,412       |
| 船舶建造費補助金 | 667         |
| 業務収入     | 0           |
| その他の収入   | 0           |
| 計        | 8,079       |
| 支出       |             |
| 業務経費     | 2,362       |
| 船舶建造費    | 667         |
| 人件費      | 4,847       |
| 一般管理費    | 203         |
| 計        | 8,079       |

[ 人件費の見積り ]

年度中総額 4 , 0 7 0 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

| 区 別         | 金 額 ( 百万円 ) |
|-------------|-------------|
| 費用の部        | 7,495       |
| 經常経費        | 7,495       |
| 業務費         | 6,853       |
| 一般管理費       | 559         |
| 減価償却費       | 83          |
| 収益の部        | 7,495       |
| 運営費交付金収益    | 7,412       |
| 業務収入        | 0           |
| その他の収入      | 0           |
| 資産見返負債戻入    | 83          |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 83          |
| 純利益         | 0           |
| 目的積立金取崩額    | 0           |
| 総利益         | 0           |

(4) 期間中の資金計画

| 区 別            | 金 額 ( 百万円 ) |
|----------------|-------------|
| 資金支出           | 8,079       |
| 業務活動による支出      | 7,412       |
| 投資活動による支出      | 667         |
| 次期中期目標の期間への繰越金 | 0           |
| 資金収入           | 8,079       |
| 業務活動による収入      | 7,412       |
| 運営費交付金による収入    | 7,412       |
| 業務収入           | 0           |
| その他の収入         | 0           |
| 投資活動による収入      | 667         |
| 船舶建造費補助金による収入  | 667         |

6 . 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、本年度計画の達成状況を見つつ、次に充てる。

- 2 - ( 1 ) - ( d ) 訓練機材の整備
- 2 - ( 1 ) - ( h ) 安全管理の推進
- 2 - ( 2 ) 研究の実施

## 7 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設・設備の整備

次世代対応練習船の建造（４ヶ年計画）のための仕様書を作成し、建造契約を締結する。

### (2) 人事に関する計画

#### (a) 方針

業務運営の効率化と人員配置の見直しにより、次年度の人員抑制の具体策を検討する。また、船員法の完全適用に向けて、業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制の観点に立った予備船員制度を具体的に検討する。

#### ( 参考 )

|              |        |
|--------------|--------|
| 期間中の人件費総額見込み | 4 1 億円 |
|--------------|--------|